

申
13
号

2023年度夏季手当等に関する 申し入れ 第1回交渉日決定!!

要求内容

基準内
賃金の

3.0ヶ月要求



コロナ禍において奮闘を続けてきた
組合員・社員に対する特別手当として
全従業員(出向者含む)対象に

10万円要求



支払いは、6月30日まで 回答は、6月9日まで

要求の背景

1. 生活実感 (21春闘における定期昇給カット分、手当カットによる年収減、歴史的な物価上昇)
2. 労働実感 (各種施策やコスト削減に向き合ってきたことや、コロナ禍からの流動回復により、更に労働密度が濃くなったこと)
3. 3期振りの黒字転換 (コロナ禍における3年間の奮闘により乗り越えてきた)
4. 人材確保および人材定着 (若年層の離職者増加に対する問題意識)

第1回交渉
(主旨説明)

5月26日(金)

職場の努力に報いる回答を、会社はするべきだ!